

[様式5の2]

平成 年度後進地域特例法適用団体補助率差額箇所別内訳表

道 県 名(単位：円)

事業種別	路線名箇所	平成 年度道路関係開発指定事業					一割制限額 A×0.1 F	引上率 G	補助率差額が 減額される額 A×B×G+E －(A－F)=H	補助率差額 申請額 A×B×G－ C－H=I	備考
		国庫補助 基本額 A	補助率 B	財 源		内 訳 令第2条 の分担金 E					
				国庫補助金 C	一般県費 D						
道路事業費 地方道改修費補助 道路改築	〇〇〇×××	30,000,000	1/2	(15,000,000) 15,000,000	15,000,000	0	3,000,000	1.23	0	3,450,000	水特
				(10,000,000) 10,000,000 [7,500,000]	5,000,000	0	1,500,000	1.23	0	0	
自転車道整備	〇〇〇×××	10,000,000	1/2	(5,000,000) 5,000,000	5,000,000	0	1,000,000	1.23	0	1,150,000	
合 計		55,000,000		(30,000,000) 30,000,000						4,600,000	

(記 載 要 領)

- 1 国庫補助基本額は精算額とするが、繰越事業がある場合には当該箇所の年度終了額と繰越額(補助率差額の申請時までに事業が完了している場合は精算額とする。)の合計額を計上し、備考欄に繰越と明記し繰越額(国費)を記載すること。
- 2 C欄上段に交付決定額を()書で記載すること。
- 3 F欄に円未満の端数が生じる場合は、箇所ごとに切り上げ、申請額(I欄に)円未満の端数が生じる場合は、箇所ごとに切り捨てること。
(計算過程で切り捨てないこと。)
- 4 D≤Fの場合は、H欄以下の記入は要しない。
- 5 H欄が計算の結果、負数になる場合には0とすること。
- 6 同一箇所、歳出予算と国庫債務負担行為の年割額がある場合は、各々別箇所として計上し、国庫債務負担行為の年割額については、備考欄に国債の設定年度を記入すること。
- 7 同一箇所に異なった補助率の工区がある場合は、異なった補助率ごとの工区に分けて記載すること。
- 8 「過疎地域自立促進特別措置法」等に基づく権限代行による申請及び「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」に基づく事業に係る申請の場合は、備考欄に(過疎)、(山村)、(特豪)、(半島)、(特土)の別を記入すること。
- 9 水源地域対策事業等において、計算の結果嵩上げ額が生じるものについては、B、C欄は二段書として、下段に通常の補助率の場合を〔 〕書で記入し、当該事業とわかるよう備考欄に記入すること。